

探究学習推進のための支援員派遣事業業務委託公募要領

学びの改革支援課長

1 趣旨

この要領は、製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成28年3月31日付け27契検第160号。以下「実施要領」という。）に基づき、県立高校20校におけるICTを利活用した探究学習のための教員研修業務、及びICT支援員派遣業務を委託する契約の相手方を公募型プロポーザル方式により選定するため、必要な事項を定める。

2 委託業務の概要

(1) 業務名

令和2年度 探究学習推進のための支援員派遣事業業務委託

(2) 業務目的

令和4年度から実施される新学習指導要領では、課題発見・解決能力や論理的思考力を育む「探究的な学び」を中心とした学習への転換が求められている。県立高校で教員を対象とした研修を実施し、ICTを利活用した探究学習実施のための手法の理解及び体験を通して、生徒自らが学び、自ら考える力の育成に向けた指導力の向上を推進する。また、本事業での実践研究をとおして、ICTを利活用した指導法の事例化を図る。

(3) 業務内容

上記の業務目的を達成するため県立高校20校において（別表 実施校一覧 参照）、専門的な知識や経験を有する委託事業者が、ICTを利活用した探究学習のための教員研修を実施する。また、委託事業者のICT支援員が各校を訪問し、教員のICT活用指導力向上のための支援を行う。

(4) 仕様等

別添1 探究学習推進のための支援員派遣事業要求仕様書（以下、「要求仕様書」という。）のとおりとするが、詳細については提案を選定した後、長野県教育委員会と委託契約候補者の間で協議し、業務仕様書を決定するものとする。

(5) 業務の実施場所

県立高校20校（「別表 実施校一覧」のとおり）

(6) 企画提案を求める具体的内容の項目

① ICTを利活用した探究学習のための教員研修業務

（「別表 実施校一覧」No.1～14の14校が対象）

県立高校14校を対象に、各拠点2回以上の教員研修を行う。受託者は、各拠点の教員研修が円滑に進められるように研修内容の事前調整を行うとともに、研修用テキストを提供すること。

② ICT支援員派遣業務（「別表 実施校一覧」No.1～20の20校が対象）

ア ICT支援員によるICT活用支援業務

受託者のICT支援員は、県立高校20校に8月から2月までの期間に計8回以上訪れ、教員のICT活用指導力向上のための支援を行う。

(7) 委託期間

契約締結日から令和3年3月19日まで

(8) 委託上限額（消費税率10%税込み）

8,800,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 応募資格要件

本公募要領の公告日において、以下に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項及び財務規則第 120 条第 1 項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- (2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 25 日付け 22 管第 285 号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (4) 法人にあつては県税、消費税及び地方消費税、個人にあつては県税、消費税、地方消費税及び個人住民税（個人の市町村民税・県民税）を完納していること。
- (5) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあつては、これらに加入していること。
- (6) ICT を利活用した探究学習のための教員研修にあたる担当者については、ワークショップ及び講習等の業務経験が 3 年以上の者を配置すること。
- (7) 過去に国、地方公共団体からの委託を受けて、ワークショップ及び講習等に係る業務を企画・運営した実績を有していること。
- (8) 県が主催するプロポーザル審査会、打合せ及び会議に参加できる者であること。

4 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとする。また、提出期限（(5)①）までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができないものとする。

- (1) 参加申込書の作成様式
様式第 1 号による。
- (2) 参加要件具備説明書類のとりまとめ様式
様式第 1 号の附表による。
- (3) 参加要件具備説明書類作成上の留意事項
 - ① 誓約書 上記 3 に定める要件を満たす者であることを誓約するもの（任意様式）
 - ② 県税及び地方消費税を滞納していないことが確認できる書類
納税地において、納税証明書（未納の税額がないことの証明（法人税と消費税及び地方消費税））の交付を受けて添付すること。
 - ③ 社会保険に加入していることが確認できる書類
 - ア 加入義務有 ・労働保険
申請日直前の労働保険概算・確定保険料申告書の控え及びこれにより申告した保険料の納入に係る領収済通知書の写し等
・厚生年金保険、健康保険
申請日直前の保険料の納入に係る領収証書又は納入証明書の写し等
 - イ 加入義務無 ・賃金台帳、労働者名簿、源泉所得税領収書等のうちいずれかの写し

- ④ 同種又は類似の業務の実績 実績を証する契約書の写しを添付すること。
- ⑤ 当該業務の実施体制 法人概要又は法人概要パンフレットを添付すること。

(4) 担当課・問い合わせ先

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2
長野県教育委員会事務局学びの改革支援課学校企画係 担当：丸山明久
電 話 026-235-7433 (直通)
ファクシミリ 026-235-7495
E-mail kyogaku-kikaku@pref.nagano.lg.jp

(5) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び提出方法

- ① 提出期限 令和2年7月6日(土曜日、日曜日及び休日*は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで)

【*長野県の休日を定める条例(平成元年長野県条例第5号)第1条に規定する県の休日をいう。以下同じ。】

- ② 提出先 4(4)に同じ。
- ③ 提出方法 持参又は郵送とする。

ただし、郵送の場合は提出期限までに学びの改革支援課に到達したものに限り。

また、郵送で提出した場合は、必ず到達したことを電話で4(4)の担当者に確認すること。

(6) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び参加要件具備説明書類に基づき審査する。

(7) 非該当理由に関する事項

- ① 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由(非該当理由)を企画提案書の提出期限(7(5)①)の3日前までに、書面により学びの改革支援課長から通知する。
- ② 上記①の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日(土曜日、日曜日及び休日は除く。)以内に、書面(任意様式)により学びの改革支援課長に対して非該当理由について説明を求められることができる。
- ③ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日(土曜日、日曜日及び休日は除く。)以内に書面により回答する。
- ④ 非該当理由の説明請求の受付
 - ア 受付場所 4(4)に同じ。
 - イ 受付時間 上記②の期間中、午前9時から午後5時まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)

(8) その他の留意事項

- ① 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行わない。
- ② 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届を提出すること。
 - ア 提出書類 辞退届(任意様式)
 - イ 提出先 4(4)に同じ。
 - ウ 提出方法 持参又は郵送とする。
 - エ 提出期限 企画提案書の提出期限(7(5)①)に同じ。

5 説明会

説明会は開催しない。

6 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期限、受付方法及び回答方法

- (1) 受付場所 4 (4)に同じ。
- (2) 受付期限 令和2年7月6日（土曜日、日曜日及び休日は除く。受付時間は午前9時から午後5時まで）
- (3) 受付方法
 - ① 業務等質問書（様式第2号）を、電子メールにより提出すること。電子メール以外の提出方法での質問は受け付けないものとする。
 - ② 送信時件名は、「探究学習支援員派遣・一般質問（事業者名）」とすること。
 - ③ 電子メールを送信した後に、必ず電話で送信した旨の連絡をすること。
- (4) 回答方法 学びの改革支援課長が求める企画提案項目に係る質問及び企画提案書の提出等の事務手続に係る一般的な質問の場合は、令和2年7月10日までに長野県公式ホームページで公表する。

7 企画提案書の作成・提出

- (1) 企画提案書の作成様式
様式第3号による。
- (2) 企画書の作成様式
 - ① 様式は任意とする。
 - ② 作成にあたっての留意事項は、以下のとおり。
 - ア 原則としてA4（両面印刷可）とし、通しページを付けること。
 - イ イメージ図等を用いるなど極力わかりやすい表現で記載すること。
 - ウ 企画書は「要求仕様書」の内容を踏まえた上で、以下の事項について記載すること。
 - (ア) 事業コンセプト、実施方針
 - (イ) 実施体制及び業務計画
 - (ウ) 当該業務の目的達成のために有効な事項
 - (エ) 再委託の予定
 - (オ) 企画協力の予定

（注）「(エ) 再委託の予定」又は「(オ) 企画協力の予定」については、当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の企画協力を受けて業務を実施する予定がある場合に記載すること。ただし、業務の全部又はその主たる部分を第三者に再委託することはできない。

 - エ 事業実施にあたり長野県教育委員会に要望事項がある場合には、企画書に明示すること。
 - オ 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとする。
- (3) 経費見積書の作成様式
 - ① 様式第4号による。
 - ② 業務に要する経費は、当該業務の実施に当たり必要な経費の合計額を記載すること。また、経費の合計額は2 (8)に示す費用の委託上限額以内とすること。
- (4) 企画提案書に関する質問の受付場所、受付期限、受付方法及び回答方法

- ① 受付場所 4 (4)に同じ。
- ② 受付期限 令和2年7月6日（土曜日、日曜日及び休日は除く。受付時間は午前9時から午後5時まで）
- ③ 受付方法
 - ア 業務等質問書（様式第2号）を、電子メールにより提出すること。電子メール以外の提出方法での質問は受け付けない。
 - イ 送信時件名は、「探究学習支援員派遣・企画提案に関する質問（事業者名）」とすること。
 - ウ 電子メールを送信した後に、必ず電話で送信した旨の連絡をすること。
- ④ 回答方法 企画提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開とするが、質問者に対してはメールにより回答する。

(5) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び提出方法

- ① 提出期限 令和2年7月16日（土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで）
- ② 提出先 4 (4)に同じ。
- ③ 提出部数 8部（正本1部、コピー7部）
- ④ 提出方法 持参又は郵送とする。
ただし、郵送の場合は提出期限までに学びの改革支援課に到達したものに限るものとする。
また、郵送で提出した場合は、必ず到達したことを電話で4 (4)の担当者に確認すること。

(6) 企画提案の選定基準

企画提案は、別添3 探究学習推進のための支援員派遣事業業務委託プロポーザル審査基準表のとおり、以下の観点に基づき選定する。

- ① 事業コンセプト・実施方針
- ② 業務遂行能力・実現可能性
- ③ 実施体制
- ④ 業務実績
- ⑤ 独自の提案事項
- ⑥ 経費の見積内容・積算根拠の妥当性

(7) 企画提案の選定方法

- ① 企画提案の配点の合計点について最高点となった者を選定する。
なお、各審査員のうち合計が50点以下となった審査員が2名以上いた場合、その企画提案事業者は失格とする。
- ② 企画書の選定に当たっては、企画提案審査委員会を設置し、提出書類及びプレゼンテーションにより審査を行うので、本業務の責任者となる者はプレゼンテーションに必ず出席すること。
- ③ プレゼンテーションの実施日時及び場所等
 - ア 日時 令和元年7月17日 午後2時00分～（詳細な時刻等は別途連絡する）
 - イ 場所 長野県庁西庁舎1階 111会議室
 - ウ 実施時間 1者につき25分（プレゼンテーション15分、質疑10分）とする。
 - エ 出席者 1者につき5名までとし、本事業の責任者となる者は必ず出席すること。
 - オ その他 プレゼンテーションの際にパソコンを使用する場合は、事務局と事前調整を行うこと。
なお、パソコンは参加者が持ち込むこととし、プロジェクタ及びスクリーンは事務局が用意する。

(8) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

- ① 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨

を見積業者選定通知書により学びの改革支援課長から通知する。

- ② 上記①以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を見積業者非選定通知書により学びの改革支援課長から通知する。
- ③ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書を長野県公式ホームページに掲載するとともに、学びの改革支援課において閲覧に供するものとする。

(9) 非選定理由に関する事項

- ① 上記(8)②の見積業者非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（任意様式）により学びの改革支援課長に対して非該当理由について説明を求められることができる。
- ② 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び休日は除く。）に書面により回答する。
- ③ 非選定理由の説明請求の受付
 - ア 受付場所 4(4)に同じ。
 - イ 受付時間 上記①の期間中、午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(10) その他の留意事項

- ① 提案書を複数提出することはできないものとする。
- ② 提出された企画提案書の内容は、変更できないものとする。ただし、企画提案書の補足資料がある場合には、プレゼンテーション時に提出することができる。
- ③ 提出された企画提案書は返却しない。
- ④ 企画提案書の作成・提出に係る費用及びプレゼンテーションの参加に要する経費は、全て参加者の負担とする。
- ⑤ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用することはしない。
- ⑥ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者、並びにプレゼンテーションにおいて虚偽の説明をした者は失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあるので、その点に留意すること。

8 選考日程

項目	期日
事業への参加申込期限	令和2年7月6日（月）午後5時必着
事業説明会	説明会は開催しない
質問	令和2年7月6日（月）午後5時必着 質問に対する回答：随時 最終回答：令和2年7月10日（金）午後5時
企画提案書等の提出期限	令和2年7月16日（木）午後5時必着
プレゼンテーション	令和2年7月17日（金）午後2時00分～ 結果通知日：令和2年7月20日（月）

9 委託契約書案

委託契約書（案）は別添2のとおり

10 委託契約候補者との委託契約

(1) 契約手続

長野県教育委員会と委託契約候補者は、委託業務に係る業務仕様書を協議し、確定させた上で委託契約を締結する。なお、長野県財務規則（昭和42年長野県規則第2号）に定める随意契約の手続きにより、委託契約候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認して、契約書を取り交わすものとする。

(2) 見積書の提出

- ① 見積書の提出依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内（3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで）に、見積書（様式第5号）により学びの改革支援課長に対して提出するものとする。
- ② 見積書が、上記①の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とする。
- ③ 見積書の提出依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届（任意様式）を提出すること。
- ④ 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはない。

(3) 契約保証金

契約の際には、政令第167条の16及び財務規則第142条の規定により、原則として契約保証金（契約金の100分の10以上）を納付すること。ただし、財務規則第143条第1項第3号の規定により、過去2年以内に同様の業務について国、地方公共団体と2回以上誠実に履行した実績があり、かつ、当該契約を確実に履行するものと認められるときは、契約保証金の納付を免除する。

11 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、学びの改革支援課において閲覧に供するものとする。

12 その他

(1) 契約書作成の要否

必要とする。

(2) 関連情報を入手するための窓口

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2	
長野県教育委員会事務局学びの改革支援課学校企画係 担当：丸山明久	
電話	026-235-7433（直通）
ファクシミリ	026-235-7495
E-mail	kyogaku-kikaku@pref.nagano.lg.jp

(3) 必要に応じて、参加申込に関する照会を行う場合がある。

以上

実施校一覧

No.	学校名	住所	学科・特色	教員研修	ICT支援員
1	中野立志館高等学校	中野市三好町2-1-53	総合	2回	8日
2	長野吉田戸隠分校	長野市戸隠1491	定時・分校	2回	8日
3	坂城高等学校	埴科郡坂城町坂城6727	普通	2回	8日
4	丸子修学館高等学校	上田市中丸子810-2	総合	2回	8日
5	東御清翔高等学校	東御市県276	多部制	2回	8日
6	望月高等学校	佐久市望月276-1	普通・通信制・サテライト校	2回	8日
7	小海高等学校	南佐久郡小海町千代里1006-2	普通	2回	8日
8	富士見高等学校	諏訪郡富士見町富士見3330	普通・農業	2回	8日
9	岡谷南高等学校	岡谷市湖畔3-3-30	普通	2回	8日
10	箕輪進修高等学校	上伊那郡箕輪町中箕輪13238	多部制	2回	8日
11	赤穂高等学校	駒ヶ根市赤穂11041-4	普通・商業・定時	2回	8日
12	松川高等学校	下伊那郡松川町上片桐919-1	普通	2回	8日
13	田川高等学校	塩尻市広丘吉田2645	普通	2回	8日
14	松本筑摩高等学校	松本市島立2237	多部制・通信制	2回	8日
15	下高井農林高等学校	下高井郡木島平村穂高2975	農業	—	8日
16	長野商業高等学校	長野市妻科243	商業・定時	—	8日
17	上田千曲高等学校	上田市中之条626	工業・商業・家庭・定時	—	8日
18	上伊那農業高等学校	上伊那郡南箕輪村9110	農業	—	8日
19	駒ヶ根工業高等学校	駒ヶ根市赤穂14-2	工業	—	8日
20	南安曇農業高等学校	安曇野市豊科4537	農業	—	8日
				28回	160日